

各都道府県  
財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課  
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における  
「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について  
(規模別協力金及び大規模施設等協力金等)**

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「臨時交付金」という。)の協力要請推進枠における、対象者の売上高又は売上高減少額に応じた飲食店向けの規模別協力金(以下「規模別協力金」という。)及び大規模施設等に対する休業要請等に係る協力金(以下「大規模施設等協力金」という。)の要件につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

**記**

**1. 酒類提供に係る規模別協力金の要件について**

これまで、令和3年5月28日付事務連絡「飲食店の感染防止対策を確認する場合の確認事項等について」に基づき、まん延防止等重点措置地域等において、飲食店における感染防止対策の見回りを実施いただいております。その際、特に必要な項目として「アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)」、「手指消毒の徹底」、「食事中以外のマスク着用の推奨」、「換気の徹底」の4項目を確認いただいているところです。

このような中、令和3年6月17日付事務連絡「まん延防止等重点措置区域における酒類提供について」により、まん延防止等重点措置地域においては、上記4項目の遵守及び「同一グループの入店は、原則4人以内とすること」を条件に、酒類提供が可能とされたところです。つきましては、当該事務連絡を踏まえ、チェックリストの写しの提出を申請者に求めるようお願いいたします。また、チェックリストの写しの提出がない場合や、飲食店に対する見回り等により上記4項目等を遵守していないにもかかわらず酒類提供を行っていることが判明した場合は、当該飲食店については協力金を支給しないことといたします。

(参考) 令和3年4月30日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いについて(規模別協力金)」において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第31条の6第1項に基づく、酒類の提供を行わない旨の要請及び飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合の、当該設備の利用を自粛する旨の要請に従わない飲食店及び、業種別ガイドラインを遵守していない飲食店については、協力金を支給しないこと」としたところ。

## **2. 大規模施設等協力金の要件について**

令和3年6月17日付基本的対処方針において、まん延防止等重点措置区域では、「地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により、措置区域において、法第24条第9項等に基づき、別途通知する飲食店以外の令第11条第1項に規定する施設に対する営業時間の短縮等を要請等すること」とされております。

この点につき、6月21日以降、まん延防止等重点措置地域(まん延防止等重点措置区域のうち同法第31条の6第1項に基づき都道府県知事が定める区域(措置区域))において都道府県が営業時間短縮要請を行う場合は、令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮要請を行うこととされた時間に係る部分に限り、臨時交付金における協力要請推進枠の適用対象となるものであり、国の分担割合は60%とします。

## **3. 食品衛生法改正に伴う規模別協力金の対象者の取扱いについて**

令和3年4月30日付新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱において、規模別協力金の対象者を、飲食店を営業する者であって、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき都道府県知事の許可を受けた者等としているところですが、改正食品衛生法(平成30年6月13日改正)の令和3年6月1日の施行に伴い飲食店営業許可が不要となった菓子製造事業者であって、要請期間中に許可が失効した者については、各都道府県の判断により、当該要請期間に限り、経過措置として、「対象者」に含めることを可能とします。

## **4. 大規模施設等協力金の自己利用部分面積について**

令和3年5月12日付事務連絡において、特定大規模施設運営事業者向けの協力金の計算に用いる自己利用部分面積の定義について、「大規模小売店舗立地法の適用がある施設(ショッピングセンター等)においては、同法第2条第1項の店舗面積の定義に加え、大規模小売店舗の屋内に存する、集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられる実績がある広場や通路の面積を含むものとして面積を算定することとする」と規定しております。

ここで参照される大規模小売店舗立地法第2条第1項においては、「店舗面積」につき、「小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同

じ。)を行うための店舗の用に供される床面積」と定義しているところですが、これに関わらず、特定大規模施設運営事業者自らが一般消費者向けの事業の用に直接供している飲食店業部分については、当該飲食店業部分について規模別協力金の支給を受けていない場合に限り、各都道府県の判断により、大規模施設等の自己利用部分面積に含めることが可能です。

## **5. 即時対応特定経費交付金の取扱について**

今般、緊急事態措置を実施すべき期間及びまん延防止等重点措置を実施すべき期間が令和3年7月11日まで延長等されたことを踏まえ、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」といいます。）及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「まん延防止等重点措置区域」といいます。）については、令和3年7月11日まで即時対応特定経費交付金の対象とすることとします。

また、現下の全国的な感染状況を踏まえ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の区域についても、引き続き効果的な感染症対策が求められることから、令和3年7月11日まで即時対応特定経費交付金の対象とすることとします。

### **【照会先】**

- (1) 規模別協力金・大規模施設等協力金について  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
企画2担当 高橋・高橋・名取・廣瀬・山野・鈴木  
矢部・小林・西中・寺井  
直通 03 (6257) 3086
- (2) 臨時交付金全般・即時対応特定経費交付金について  
内閣府地方創生推進室  
臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田  
直通 03 (5501) 1752